

第 8 9 回 川 崎 市 公 募 公 債
発 行 要 項

- | | |
|---|---|
| 1. 発行者の名称 川崎市 | パークレイズ証券株式会社 |
| 2. 発行総額 金80億円 | ゴールドマン・サックス証券株式会社 |
| 3. 発行の目的 平成28年度一般会計資金及び
下水道事業会計資金 | 川崎信用金庫 |
| 4. 発行日 平成28年12月28日 | 東海東京証券株式会社 |
| 5. 各公債の金額 1万円 | メリルリンチ日本証券株式会社 |
| 本公債については、社債、株式等の
振替に関する法律（平成13年法律
第75号）の規定の適用を受けるもの
とする。 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 |
| 6. 利 率 年0.160パーセント | しんきん証券株式会社 |
| 7. 発行価額 額面100円につき金100円 | 16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構 |
| 8. 償還金額 額面100円につき金100円 | 17. 発行代理人及び支払代理人 |
| 9. 償還の方法及び期限 | 第16号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代
理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行にお
いてこれを取り扱う。 |
| (1)本公債の元金は、平成38年12月18日にその全
額を償還する。 | 以 上 |
| (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前
日にこれを繰り上げる。 | |
| (3)買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | |
| (1)本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれ
をつけ、平成29年6月20日を第1回の支払期日と
してその日までの分を支払い、その後毎年6月20日
及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年
分を支払う。 | |
| (2)発行日の翌日から平成29年6月20日までの期間
につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年
に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもっ
てこれを計算する。 | |
| (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、そ
の前日にこれを繰り上げる。 | |
| (4)償還期日後は、利息をつけない。 | |
| 11. 申込期日 平成28年12月21日 | |
| 12. 募入方法 応募超過の場合は、本公債の引受並
びに募集取扱会社の代表者が適宜
募入額を定める。 | |
| 13. 払込期日 平成28年12月28日 | |
| 14. 募集の受託会社 株式会社横浜銀行（代表）
株式会社三菱東京UFJ銀行 | |
| 15. 引受並びに募集取扱会社
株式会社横浜銀行（代表）
野村證券株式会社
株式会社みずほ銀行
大和証券株式会社
みずほ証券株式会社
SMB C日興証券株式会社
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
株式会社三井住友銀行
岡三証券株式会社 | |